市　章

大津市公報

令　和　８　年　４　月　１　日
号　外　（第　30　号）

発行所　大　津　市　役　所
発行人　大　　津　　市
毎月1日、15日（休日の場合は翌日）発行

目　　次

○ 企 業 局 管 理 規 程

3　大津市企業局事務分掌規程の一部改正…… 1
4　大津市企業局事務決裁規程の一部改正…… 1
5　大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程の一部改正…… 3
6　大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正…… 3
7　大津市企業局職員給与規程の一部改正…… 3
8　大津市企業局職員の職名規程の一部改正…… 4
9　大津市企業局会計規程の一部改正…… 4

企 業 局 管 理 規 程

大津市企業局管理規程第３号

大津市企業局事務分掌規程（昭和40年公営企業部管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日

大津市公営企業管理者　　南　　堀　　弘

第３条第１項中「室次長」の次に「、副所長」を加え、同条第２項中「局に」の次に「技監、」を加え、「、ガス事業次長」を削る。

第４条の表室次長の項の次に次のように加える。

副所長	所長を補佐する。

第４条の表中

「

浄水管理センター所長	上司の命を受け、浄水管理に係る事務を総括するとともに担当職員を指揮監督する。

」を

「

技監	上司の命を受け、企業経営部の事務のうち専門的な知識又は経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。
浄水管理センター所長	上司の命を受け、浄水管理に係る事務を総括するとともに担当職員を指揮監督する。

」に

改め、同表ガス事業次長の項を削る。

第19条浄水整備推進室の項第２号中「大津市浄水施設等整備・運営審査委員会」を「浄水施設等の整備の推進」に改める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

大津市企業局管理規程第４号

大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日

大津市公営企業管理者　　南　　堀　　弘

第２条第11号中「次号に規定する室長を除く」を「企業戦略・危機対策室長に限る」に改め、同条第12号中「デジタル推進室長及び浄水整備推進室長に限る」を「前号に規定する室長を除く」に、「及び室次長」を「、

室次長及び副所長」に改める。

第５条の次に次の１条を加える。

（次長級の専門職位の職務権限）

第５条の２　技監は、局長又は次長の命を受け、企業経営部の事務のうち専門的な知識及び経験を必要とする事務の遂行に当たるとともに、担当職員があるときは、これを指揮監督する。この場合において、技監は、局長が定めるものについては次長と同等の職務権限を行使するものとする。

２　浄水管理センター所長は、局長又は次長の命を受け、浄水管理に係る事務を総括するとともに担当職員を指揮監督する。この場合において、浄水管理センター所長は、局長が定めるものについては次長と同等の職務権限を行使するものとする。

第９条第１項及び第２項を削り、同条第３項中「担当職員を」を「、これを」に改め、同項を同条第１項とし、同条第４項中「担当職員を」を「、これを」に改め、同項を同条第２項とする。

別表第１号の表２の部２の項第10号及び第11号中「企業総務課長 経営経理課長」を「企業総務課長」に改め、別表第１号の表３の部12の項中「、入札参加者又は」を「並びに入札参加者及び」に、「並びに委託業務の変更を含む。）及び契約の締結」を「を含む。）及び契約の締結並びに委託業務の変更」に改め、同項第２号中「締結」の次に「（変更契約の締結を除く。次号において同じ。）」を加え、同項第３号中

「

契約管財課長	合議は、30万円を超えるものに限る。	

」を

「

経営経理課長 契約管財課長	経営経理課長の合議は経営経理課長の執行通達に定める場合に、契約管財課長の合議は30万円を超えるものに限る。	

」に改め、同項に次の１号を加える。

⑷　委託業務の変更及び変更契約の締結								経営経理課長 契約管財課長	経営経理課長の合議は経営経理課長の執行通達に定める場合に、契約管財課長の合議は30万円を超えるものに限る。

ア　2,000万円以上のもの	○									
イ　1,000万円以上2,000万円未満のもの										
㈠　新規のもの	○									
㈡　継続的なもの		○								
ウ　100万円を超え1,000万円未満のもの										
㈠　新規のもの		○								
㈡　継続的なもの			○							
エ　100万円以下のもの				○						

別表第１号の表５の部５の項及び７の項中「経営経理課長
契約管財課長」を「契約管財課長」に改め、同部９の項中「所管換え及び所属換え」を「所管換及び所属替」に改め、別表第２号の表契約管財課の部１の款４の項第３号中「以上」を「を超え」に改め、同項第４号中「未満」を「以下」に改め、同款５の項第３号中「以上」を「を超え」に改め、同項第４号中「未満」を「以下」に改め、別表第２号の表料金収納課の部３の款１の項中

「

			○			お客様設備課長				

」を「

							○			

」に

改め、同号の表お客様設備課の部１の款１の項第１号中「経営経理課長」を削り、別表第２号の表下水道計画課の部１の款１の項及び２の款１の項中「経営経理課長
契約管財課長」を「契約管財課長」に改め、同款２の項中「経営経理課長」を削り、同号の表ガス計画整備課の項中

「

○														

」を「

			○											

」

に改める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

大津市企業局管理規程第５号

大津市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の施行に関する企業局管理規程（平成24年企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日

大津市公営企業管理者　南　堀　弘

第３条第２項中「企業調整監の職にある」を「次長（大津市企業局事務決裁規程（昭和60年企業局管理規程第４号）第２条第10号に規定する次長をいう。）の職にある者のうちから公営企業管理者が指名する」に改める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

大津市企業局管理規程第６号

大津市企業局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程（令和２年企業局管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日

大津市公営企業管理者　南　堀　弘

第９条第５項中「、第13号」を削り、「、第16号、第18号、第19号及び第22号」を「及び第16号」に改める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

大津市企業局管理規程第７号

大津市企業局職員給与規程（昭和34年公営企業部管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日

大津市公営企業管理者　南　堀　弘

第13条第５項中「100分の９」を「100分の８」に改める。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

大津市企業局管理規程第８号

大津市企業局職員の職名規程（昭和27年公営企業部管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日

大津市公営企業管理者　南　堀　弘

第３条第１項第６号中「ガス事業次長」を「技監」に改め、同項中第19号を第20号とし、第13号から第18号までを１号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の１号を加える。

⒀　副所長

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

大津市企業局管理規程第９号

大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第１号）の一部を次のように改正する。

令和８年４月１日

大津市公営企業管理者　南　堀　弘

第２条第２項及び第３条の２第２項中「企業調整監」を「経営経理課長」に改める。

第91条中「次」を「別表第３」に、「これらの」を「当該」に、「３年を超えることができないものとする」を「同表に定めるとおりとする」に改め、同条各号を削る。

別表第２の次に次の１表を加える。

別表第３（第91条関係）

役務の提供を受ける契約

提供を受ける役務	履行期間
指定納付受託者による納付に係るデータ処理業務	３年以内
水道、下水道及びガスの管路に係る情報の管理システムの更新及び管理に関する業務	
旅費システム、企業会計システム、上下水道・ガスマッピングシステム又はＣＡＤ積算システムの保守管理に関する業務	５年以内

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。